

日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針

2006年12月12日 理事会承認

2012年3月27日 理事会一部変更承認

2015年7月13日 理事会一部変更承認

日本機械学会は、機械工学および機械工業に関する学術・技術の進歩発展を図るために、会員に対する発表の場の整備、拡充を行い、学術誌の出版活動を推進してきた。

今後とも、これらの活動が適切に行われるためには、学術誌へ論文の掲載を求めて投稿する著者、掲載の可否を審査する校閲者、またそれを編修する担当編修委員と編修委員会のそれぞれが、倫理的な規準を満たして活動しなければならない。

倫理指針は、個々の論文について、オリジナリティを有し優れた水準が確保されたものとするために必要とされる。しかもその際に、著者は他者の諸権利を侵害してはならないし、校閲者は著者の諸権利を侵害してはならない。本指針は、「日本機械学会倫理規定」に則った論文投稿・校閲に関する事項を遵守するために定め、論文の発表・掲載をより一層内外から信頼されるものとするために制定する。

1 章 著者の責務

1.1 論文投稿の要件

投稿する論文は、投稿規定に示された諸条件を満たしたもので、機械工学および機械工業の進歩発展に資するに足る水準が確保されたものでなければならない。商業目的の原稿を投稿することは不適切である。

1.2 共著者

著者は、当該論文の完成に本質的な貢献を果たした者であり、またその範囲に限られる。貢献のないものを儀礼的に共著者に加えることは認められない。さらに、著者全員がその論文公開に同意していなければならない。なお、死去した者であっても、これらの条件（同意の条件は必須とせず）のもとに著者とすることができる。

1.3 二重投稿

著者は、極めて類似した内容の論文原稿を、原著であることが要求されている論文誌に複数投稿してはならない。

1.4 十分な情報の提供

論文において著者は、その研究の背景となる以前の研究や、その研究を再現したり検証・評価したりするために必要な情報を明らかにし、論証の過程を示さなければならない。また、他者の論文等について十分なレビューを行うとともに、その引用元を示さなければならない。

1.5 他者からの引用等の際しての注意

著者は、他者からの情報を引用するにあたって、他者がもつ著作権の存在に留意しなければならない。論文の内容が他者の著作権を侵害した場合には、その責任はすべて著者にある。より具体的には、

- 1) 公表された著作物からの引用は、著作権法第32条に記述された要件を守らなければならない。
- 2) 会話・書簡・第三者による議論等で個人的に得た情報は、情報提供者の許可なく引用し、内容を公表してはならない。
- 3) 企業等における未公表の知的財産の不正利用は行ってはならない。

1.6 他者の論文の批判的引用に関する注意

著者が他者の論文に対して学術的根拠をもって批判的に引用・記述することは許されるが、根拠不明のままに批判したり、誹謗・中傷したりしてはならない。

1.7 捏造、改ざんおよび盗用の禁止

投稿原稿には捏造・改ざんされた情報が含まれてはならない。また、他者の論文からデータ等を盗用してはならない。

1.8 他者の未発表データ等の扱い

未発表の結果、データ、またはアイデアを所有者もしくは著作権管理者から許諾を得ずに記述することは、暗黙に自らのオリジナルであるかのように盗用することになるので行ってはならない。

1.9 調査対象者・被験者等の人権等の保護

著者は論文に先立つ研究において、調査等の対象者の人権等を侵害してはならず、また実験等の際には被験者の生命・健康・プライバシーおよび尊厳を守らなければならない。

特に、生命・生体に関わる実験を実施したデータが記述されている投稿原稿には、人間を対象とする医学研究の倫理的原則である『ヘルシンキ宣言』（注）、並びに関連する我が国の倫理、法律及び規制上の規範・規準に則っていることを示す記述、例えば「所属機関等の倫理委員会あるいは動物実験委員会の承認を得ている」等の記述がなければならない。

2 章 校閲者の責務

2.1 校閲者の役割の自覚

論文掲載の可否を判断するに際して校閲者の役割は極めて大きく、その責任の重大性を自覚して、論文編修に関する規定に基づいて、公正かつ速やかに校閲を行わなければならない。

2.2 校閲の辞退

校閲依頼を承諾することは会員として果たすべき責務であるが、校閲者は、公正な判

断をするために自身が適任でないと判断される場合および期限内に校閲を終了することができないと判断される場合、直ちに論文編修委員会に申し出て校閲を辞退しなければならない。また、校閲者が著者および当該論文等との個人的利害関係がある場合には、校閲を行うことなく速やかに校閲を辞退しなければならない。

2.3 校閲の客観性の確保

校閲は、機械工学・工業の発展への有益性・独創性・信頼性等の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。個人的な考え方、または著者もしくは当該論文への好悪の感情をもととする客観的・論理的でない判断は厳に控えなければならない。

2.4 著者への配慮

校閲に際しては、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述、個人的な批判はしてはならない。

2.5 守秘義務

校閲者は校閲の依頼を受けた事実、また校閲中の論文の全部あるいは一部の内容を他者に漏らしてはならない。

2.6 校閲者自身のための利用禁止

校閲者は当該論文が公刊されるまでは、その内容を自身のために利用してはならない。

2.7 論文編修委員会等への報知

校閲者は、論文の内容が二重投稿、捏造、改ざん、盗用等、本倫理指針に違反する疑いがあると判断した場合には、速やかに論文編修委員会に報告しなければならない。

2.8 校閲結果の報告

校閲者は判定について、論文編修委員と著者が理解できるよう、論理的に記述しなければならない。特に、否の判定をする場合は、明確かつ適切な説明が必要である。

3 章 編修委員会の責務

3.1 編修委員会等の公正な運営

3. 1.1 編修委員会は本指針の序に述べた目的を達成するため、論文編修に関する規定を順守し、公正かつ迅速に投稿された論文の審査を行い、論文集の水準を維持しなければならない。

3. 1.2 編修委員会は、著者の人種、宗教、民族、性別、年齢、国籍、職業、所属機関、政治的信条にかかわらず、投稿された論文を偏見なく審査し、その価値を判断しなければならない。

3. 1.3 編修委員会は、校閲者の報告をもとに、編修委員会の責任において論文の採択、または却下の決定を行う。ただし、学術誌にふさわしくないと判断される内容の場合、編修委員会は校閲なしに却下することができる。

3. 1.4 担当編修委員は、自身が著者または共著者となっている論文の審査を行ってはならない。

3. 1.5 編修委員会は、すでに出版された論文の内容、結論、引用文献等に間違いのあることが客観的な根拠とともに示された場合、著者に通知し、文書によって回答させた後、正誤表を公開するなど適切な処置を講じなければならない。

3.2 校閲者の選定

論文編修委員は、校閲者の選定を公正に行わなければならない。ただし、当該論文の利害関係者を校閲者として選定してはならない。

3.3 守秘義務

担当編修委員は、専門的な助言を受ける場合の他は、校閲に関する事項を他者に漏らしてはならない。なお、助言を受けた場合には、その助言者の氏名等を編修委員会に報告しなければならない。

3.4 異議の申し立て

担当編修委員会は、掲載否となった論文の著者から審査結果を不服とする旨の申し出があった場合には、当該申し立ての妥当性を速やかに検討しなければならない。検討結果は、学術誌編修部会に報告するとともに著者に通知し、異議が妥当とされた場合には適切な措置を取らなければならない。

3.5 論文の不正に係る報告への対応

編修委員会は、校閲者から、二重投稿の疑い、引用に関して誹謗・中傷の疑い、捏造・改ざん・盗用の疑い、その他倫理指針に抵触する疑いがあるとの報告があった場合には、速やかに編修理事会に報告する等、適切な措置を取らなければならない。

(注) ヘルシンキ宣言…1964年に世界医師会によって提唱されたヒトを対象とする医学研究の倫理的原則。日本語訳は日本医師会によって提供されている。